

榛東村教育委員会教育長訓令甲 3 号（生学）

本 庁
出先機関

しんとぴあ Instagram 公式アカウント運用要綱を次のように定める。

令和 8 年 7 月 2 7 日

榛東村教育委員会教育長

しんとぴあ Instagram 公式アカウント運用要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、社会教育法（昭和 2 4 年法律第 2 0 7 号。以下「法」という。）第 2 1 条の規定に基づき設置するしんとぴあ（以下「しんとぴあ」という。）において実施する法第 2 2 条に規定する事業及び生涯学習の推進に資する事業について、生涯学習課がソーシャルメディアを活用した情報発信を通じてしんとぴあの魅力発信及び情報伝達の充実を図るため Instagram の公式アカウントの運用及び当該アカウントの投稿による情報発信に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） Instagram Meta Platforms, Inc. が提供するインターネット上で利用者が交流を図るソーシャルネットワーキングサービスをいう。
- （2） 公式アカウント 生涯学習課が Instagram を運用するために取得した権利、アカウント名及び ID をいう。
- （3） 利用者 Instagram を利用し、生涯学習課が発信した情報を受信した者をいう。
- （4） 個人情報 個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。

（アカウント名等）

第3条 Instagramの公式アカウントは、次のとおりとする。

(1) アカウント名 しんとぴあ

(2) ID @shintopia_official

(運用)

第4条 公式アカウントの運用主体及び管理は、生涯学習課とする。

(運用管理者及び運用担当者)

第5条 生涯学習課は、公式アカウントの適切な運用及び管理を行うため、運用管理者及び運用担当者を置く。

2 運用管理者は、生涯学習課長とする。

3 運用担当者は、生涯学習課生涯学習係とする。

(運用時間)

第6条 公式アカウントの運用時間は、開館日の午前9時から午後5時までとする。ただし、運用管理者が認める場合は、この限りでない。

(情報発信内容)

第7条 発信する情報は、次のとおりとする。

(1) 生涯学習事業及び公民館事業に関する情報

(2) 生涯学習の推進に資する情報

(3) その他運用管理者が必要と認める情報

2 公式アカウントを利用して情報を投稿する場合、文中に次のハッシュタグを付けるものとする。また、その他運用管理者が適当と認めるハッシュタグを付け加え、投稿することができる。

(1) #榛東村

(2) #しんとぴあ

(3) #shintopia

(メッセージへの対応)

第8条 生涯学習課は、公式アカウントへ利用者から投稿されたメッセージに対し、個別の返信は行わない。ただし、運用管理者が必要と判断した場合は、この限りでない。

2 次に掲げる内容のコメントは、予告なく削除するものとする。

- (1) 公序良俗に反する内容
- (2) 特定の個人又は団体を誹謗中傷する内容
- (3) 広告、宣伝、勧誘等の営利を目的とする内容
- (4) 政治又は選挙活動を目的とする内容
- (5) 法令等に違反する内容
- (6) わいせつな表現等を含む内容
- (7) 村又は第三者の著作権、商標権、肖像権、知的所有権等を侵害する内容
- (8) その他運用管理者が不適切と判断した内容

(禁止事項)

第9条 生涯学習課は、公式アカウントを適正に運用するため、次に掲げる情報を発信してはならない。

- (1) 他者を誹謗中傷する内容を含む情報
- (2) 人種、思想、信条、職業等により、差別し、又は差別を助長させる内容を含む情報
- (3) 職員の個人的な状況や意見等の内容を含む情報(職務上発信することが必要な情報は除く。)
- (4) 法令等に違反する行為をあおる内容を含む情報
- (5) 職務上知り得た秘密及び特定の個人を識別することができる情報
- (6) わいせつな内容を含む情報その他公序良俗に反する内容を含む情報
- (7) 信頼性に乏しい情報
- (8) 基本的人権、肖像権、著作権等を侵害する情報
- (9) その他運用管理者が不適切と判断した情報

(個人情報の取扱い)

第10条 運用管理者は、関連する法令等を遵守し、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

(免責事項)

第11条 生涯学習課は、公式アカウントを通じて利用者間又は利用者と第三者との間に生じた紛争により生じた損害について、その責任を一切負わない。

(停止又は削除)

第12条 生涯学習課は、公式アカウントで情報を提供することが困難となった場合、運用管理者の判断により、公式アカウントを停止又は削除することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和8年7月27日から施行する。